

5章 工事申込み及び手続き

5・1 給水装置工事申込み

- 1 給水装置工事をしようとする者は、管理者に申し込まなければならない。
- 2 申請に際し、事前協議が必要となる場合もあることから、関係機関・部署と協議を行うこと。
- 3 申請は座間市上下水道局水道施設課に行うこと。

<解説>

1 管理者への申込みは、給水装置工事をしようとするものが工事事業者を選定し、当該工事に係る設計・施工を委任する。工事事業者は、必要書類を提出し、審査を受けなければならない。ただし、漏水修繕工事の場合には、工事完了後速やかに漏水に係る使用水量の認定申請書を提出すること。給水装置工事の申込みに必要な関係書類は、次による。

(1) 申請書類：座間市水道事業給水条例管理規程第5条で定める第3号様式を用いること。

ア 工事種別について

新設1 取出含む：水道のないところに、新たに給水装置を設ける工事

2 取出済：宅地分譲等取出しのみを行ったところに、新たに給水装置を設ける工事

3 給水本管・各戸：宅地分譲などの私道等において、分岐可能な給水管及び分譲地等取出しを設ける工事

改造4 取出含む：既設取出しを改める工事（既設取出しの撤去が条件）

5 取出含まず：既設取出しはそのままとし、その他の給水装置を改める工事

6 1 栓のみ：1 栓だけを改める工事（トイレの改造、工事用等）

撤去7 一部撤去：給水装置の一部を取外す工事

撤去8 撤 去：配水管等から給水装置を取外す工事

イ (新) ・ (改) の申請について：1・4給水装置工事の種別 <解説>を参照

ウ 受理の日について：管理者が設計審査及び完成検査手数料・水道利用加入金納入通知書兼領収書を発行した日とする。

(2) 申請に必要な図書

ア 申請図書類

No	図 書 名	様 式	部数	備 考
1	給水装置工事申込み及び施工承認願い	管理規程第3号	1	市ホームページよりダウンロード
2	設計図面 (A3)		1	〃
3	使用予定水量申請書		1	
4	給水装置所有者変更届	管理規程第11号	1	新旧同所有者ごとに1枚
5	建築確認通知書の写し		1	
6	代理人選定(変更)届	管理規程第1号	1	必要と認める場合
7	総代人選定(変更)届	管理規程第2号	1	〃
8	給水装置用途変更届	管理規程第9号	1	〃
9	給水装置使用廃止届	管理規程第8号	1	〃
10	支管分岐承諾書		1	申込書内に記入できない場合
11	公図		1	道路掘削(占有)を伴う場合
12	河川水路下水等の占有に必要な申請図書		1	
13	土地建物使用承諾書		1	申込書内に記入できない場合
14	水道利用加入金(特例・減免・免除)申請書		1	該当する場合
15	許可申請書 ※河川		1	河川に私有管を所有する場合、許可書の写し
16	急傾斜地内行為許可申請書		1	許可書の写し
17	給水装置工事設計変更届	管理規程第4号	1	
18	給水装置工事分納申請書	管理規程第5号	1	
19	給水装置工事申込み取消届	管理規程第6号	1	
20	住民票		1	現市民特例申請に添付(写し可)
21	貯水槽有効容量計算書		1	貯水槽を設置・変更する場合
22	水理計算確認書・水理計算書		1	3階建以上の建物及び管理者が必要と認める場合
23	直結増圧式給水条件承諾書		1	直結増圧の場合
24	管路活水器等維持管理誓約書		1	
25	地下水等混合給水事前協議書		1	事前協議が必要な場合
26	水道連結型スプリンクラー設備設置 事前協議書		1	事前協議が必要な場合
27	その他誓約書等		1	管理者が必要と認める場合

イ 図書の説明

3 使用予定水量申請書

一戸建て一般住宅及び直結給水している共同住宅以外の申込みについて、1日最大使用水量を算出し提出する。

4 給水装置所有者変更届

給水装置の所有者を変更するとき、又は区画されている敷地内にあらかじめ配水管より引込んである給水管の所有者を変更するときに提出する。

5 建築確認通知書の写し

違法建築を事前に調査確認するために、建築主事が発行する建築確認通知書の写しを提出する。(建築確認通知書は民間検査機関のものでも可)

6 代理人選定(変更)届

給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者が必要と認めるときは、市内に居住する者のうちから1名を代理人として選定し提出する。

7 総代人選定(変更)届

共同給水装置を使用するとき、共同住宅の所有者又は経営者がその共同住宅内に居住しない場合、その他管理者が必要と認めるときは、総代人を選定し提出する。

10 支管分岐承諾書

他人の給水装置から分岐する場合、当該給水装置所有者の同意を証するため、その所有者が住所及び氏名を記入し、かつ押印したものを提出する。

13 土地建物使用承諾書

他人の所有地内又は建物内に給水装置工事を施行する場合、当該土地又は建物の所有者の同意を証するため、その所有者が住所及び氏名を記入し、かつ押印したものを提出する。

15 許可申請書(※河川)

私設水道管を河川等に横断する場合は、河川管理者の許可が必要なため、申込者が申請をし、その許可書の写しを提出する。

16 急傾斜地内行為許可申請書

急傾斜地崩壊危険区域内において、給水装置工事を施工する場合、事前に神奈川県知事の許可を得てその写しを提出する。

20 住民票又はそれに代わる書類

家事用の専用の給水装置工事で水道利用加入金が必要な場合、申込者が本市に引続き3年以上住所を有するときは、市役所発行の住民票を提出する。また、それに代わる書類としては、外国人登録原票等を提出する。

22 水理計算確認書・水理計算書

給水装置工事主任技術者が水理計算により支障なく給水が可能であることを確認した証として、直結式で3階建以上の建物へ給水する場合に提出する。

23 直結増圧式給水条件承諾書

直結増圧式給水に係る給水条件を承諾した証として提出する。

24 管路活水器等維持管理誓約書

管路活水器等の維持管理及び管路活水器等の下流側における水質責任については、工事

申込者（所有者）が負う旨を記入し、提出する。

27 その他誓約書等

管理者が必要と認めた場合の各関係書類

2 事前に調整が必要な工事

(1) 次の項目に該当する工事については、管理者と事前に調整すること。

ア 道路調整会議に提出を要する工事

イ 口径 50 mm以上で断水を伴う給水申込み

ウ 工事負担金に係る給水申込み

エ 国道掘削を伴う給水申込み

(2) その他舗装道路の掘返し規制期間内の道路については、道路管理者が特に認めるもの以外は掘削できないので、事前に調査のうえ、申込手続きをすること。

3 給水装置工事の申込みは、座間市上下水道局水道施設課へ提出すること。

5・2 完成届

- 1 工事事業者は、工事が完了したときは、速やかに管理者へ給水装置工事完成届を提出しなければならない。
- 2 完成届は、工事完了検査（第7章）を受けるために必要な書類となるため、定められた書式等に従い遺漏がないよう作成しなければならない。

< 解 説 >

2 完成届に必要な図書

No	図 書 名	様式	部 数	備 考
1	完成図面 (A3)		1	市ホームページよりダウンロード
2	給水オフセット図面		1	指定用紙
3	仕切弁(きょう) オフセット図面		1	〃
4	消火栓・排水弁・空気弁(きょう) オフセット図面		1	〃
5	給水装置工事記録写真		1	道路掘削を伴う場合必須提出
6	給水申込書(新規・再開・中止等)		1	メーター1個につき1枚
7	中・高層住宅等の各戸検針取扱申請書	取扱要綱第1号 又は第2号	1	
8	中・高層住宅等の各戸検針取扱申請者継承届	取扱要綱第5号	1	
9	連絡責任者選任(変更)届	取扱要綱第4号	1	
10	各戸検針(付帯設備含む)対象簿	取扱要綱第1号	1	
11	各戸検針切替に伴う暗証番号報告書		1	オートロックマンションの場合

12	貯水槽以下設備メーター設置確認検査依頼書		1	
13	その他			管理者が必要と認める場合

ア 図書の説明

1 完成図面

水圧テスト結果並びに給水装置の構造及び材質が政令で定める基準に適合していることの確認について、指定するところにより報告しなければならない。

2 給水オフセット図面

オフセットは、新設管及び既設管の埋設場所を明示すると同時に、分岐部、止水栓、管末等は維持管理上必要となるので、正確に測定、記入すること。

ア 測点の選定は、できる限り半永久的の構造物とし、3点以上からとるものとする。ただし、管のオフセットは道路境界線と埋設位置の距離としてよい。

イ 敷地内の止水栓位置のオフセットは、設計図・完成図とも2点以上からとること。

ウ 管末のオフセットを記入すること。

5 給水装置工事記録写真

道路掘削を伴う給水装置工事を施工した場合、完了届提出時に5・6工事記録写真の標準を参考にして提出すること。

その他については、管理者の求める工事記録写真を提出する。

5・3 設計変更

給水装置工事の申込みをした者は、その設計を変更するときは、給水装置工事設計変更届を管理者に提出しなければならない。

<解説>

1 設計変更となる条件

- (1) 分岐位置が変更となるとき。
- (2) メーター口径が変更となるとき。
- (3) 給水装置が著しく変更となるとき。
- (4) 給水量が著しく変更となるとき。
- (5) 水道利用加入金の額が変更となるとき。
- (6) 給水方式が変更となるとき。
- (7) その他管理者が必要と認めたとき。

5・4 工事申込の取消し

給水装置工事の申込みを取り消す場合は、給水装置工事申込み取消し届を管理者に提出しなければならない。

<解説>

管理者は、申込者から給水装置工事の申込みについて取消の申出があった場合において、既に審査手数料を徴収しているときは、当該審査手数料の半額を還付し、審査手数料を徴収していないときは、取消前の申込みにより徴収すべき審査手数料の半額に相当する審査手数料を徴収する。

5・5 各種許可関係

工事業者は、給水装置工事の着手前に、関係官公署及び利害関係者の許可等について確認し、許可申請に必要な図書を提出すること。

<解説>

1 掘削及び占用申請

(1) 許可の取得

公道の掘削にあたっては、道路法第32条第1項及び第3項の規定に基づき、道路管理者の許可を得る必要があり、工事着手前に占用許可申請手続きを行い、許可取得後、公道掘削工事に着手しなければならない。

(2) 市道及び県道に布設する場合

道路占用許可申請書の作成後、道路管理者に提出前に給水担当課にて、経由印等の手続きを行うこと。

(3) 国道に布設する場合

道路占用及び掘削工事施工許可手続きは給水担当課で行うので、事前に協議のうえ必要な図書及び図面を作成すること。

(4) 工事申請から許可までの所要日数及び道路占用申請等提出先

ア 市道の場合

掘削工事の許可に要する日数は、原則2週間以内となる。(市道路課)

イ 県道の場合

占用許可は、約1か月必要となるので十分留意すること。(神奈川県厚木土木事務所東部センター)

ウ 国道の場合

道路占用及び掘削工事施行の許可には、約2か月必要となるので十分留意すること。
(横浜国道事務所厚木出張所)

2 横浜国道事務所道路工事調整連絡協議会への手続

国道での車道(側道巻き込み部を含む)の掘削工事、歩道の工事区間延長が20m以上の工事、又は路線上工事日数が30日を越す工事は、横浜国道事務所道路工事調整連絡協議会に工事協議の申請を行わなければならない。

工事事業者は、厚木出張所管内では当該協議会が6か月ごとに開催されるので、工事施行月に合わせて、図面等必要な書類を給水担当課に提出すること。

開催月	3月	9月
-----	----	----

3 舗装道路掘り返し規制等

(1) 舗装道路の掘り返し規制期間内に道路掘削することはできない。ただし、座間市道路管理者に掘削許可承認を得たものについては、この限りではない。

ア 舗装種別による規制期間(市道の場合)

5年・・・セメントコンクリート舗装道路

3年・・・アスファルトコンクリート舗装(高級舗装)道路

1年・・・アスファルトコンクリート舗装(簡易舗装)道路

イ 既設舗装道路の掘り返し規制期間発生の起算基準は、工種を問わず復旧舗装をした時点より起算し、上記アの舗装種別によって決定する。

したがって、既設舗装道路を掘削する必要がある場合、申請にあたっては、事前に舗装道種別の確認を含め規制期間内道路か否かを所管の土木事務所等で調査しなければならない。

(2) 年度末工事抑制

安全で円滑な道路交通の確保を図るため、年末及び3月は、国道及び主要地方道の一部で、道路掘削工事を伴う水道等の工事が抑制されるので、工事事業者は給水装置工事申込者にその旨を周知すること。

4 開発行為等の協議

給水装置工事を伴う開発等事業を行う場合は、市開発等事業総括窓口(建築住宅課)に開発等事業事前相談書を提出し、回答を受け協議しなければならない。

事業者は、協議した内容を反映した開発等事業協議願書を市長(建築住宅課)に提出しなければならない。この際の給水装置工事に関する内容については、持ち回りで給水担当課と直接協議になります。

5 急傾斜地崩壊危険区域内の工事

(1) 急傾斜地の崩壊危険区域内において給水装置工事を行う場合、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号。以下「急傾斜地法」という。）第7条第1項「制限行為」に該当する行為を行うときは、神奈川県厚木土木事務所東部センターの許可書の写しを給水装置工事申込書に添付し、給水担当課に提出しなければならない。

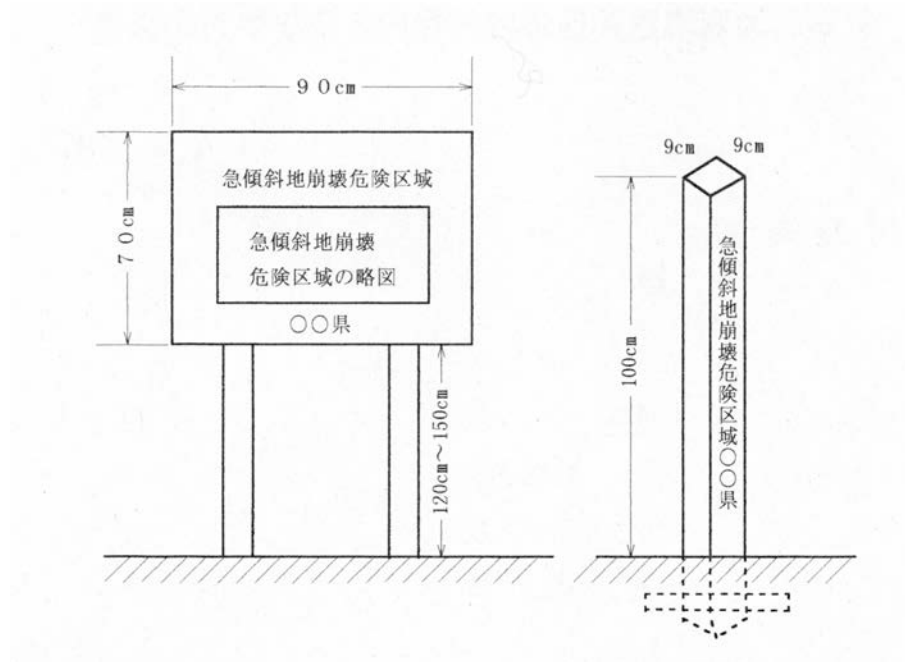
「制限行為」に該当するものは次による。

- ア 水を放流し、又は停滞させる行為その他水の浸透を助長する行為
- イ ため池、用水路その他急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置又は改造
- ウ のり切、切土、掘削又は盛土
- エ 立木竹の伐採
- オ 木竹の滑下又は地引による搬出
- カ 土石の採取又は集積
- キ 上記に掲げるもののほか、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為。なお、急傾斜地崩壊危険区域の場合は、神奈川県厚木土木事務所東部センターへ許可申請する前に給水担当課と布設位置等について事前協議を行うこと。

(2) 許可申請に必要な提出書類

「急傾斜地内行為許可申請書」（神奈川県厚木土木事務所東部センター）

(3) 急傾斜地崩壊危険区域には、次の標識があるので十分現場を確認すること。



6 公共基準点の復元

工事事業者は、道路掘削等により公共基準点に支障を及ぼすおそれのある場合は、給水担当課に届け出なければならない。

7 河川等掘削及び占用

工事事業者は、河川等で給水装置工事を行う場合は、河川管理者の許可を受けなければならない。

河川等掘削及び占用にあたっては、事前に関係機関と協議を行い、許可を受け、給水担当課に写しを提出しなければならない。

許可申請に必要な提出書類等については「河川法許可申請について」による。

8 道路使用に係る許可

(1) 警察署への道路使用許可申請

ア 道路（私道を含む）を掘削等する場合は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）に基づき、事前に所轄の警察署から「道路使用許可」を得なければならない。

イ 許可取得後、工事中はこの許可書を常時携帯しなければならない。

(2) 消防署への届出

工事事業者は、道路掘削、給水装置工事等により、消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのあるときは、消防署長に届け出なければならない。

(3) その他

ア 他企業占用者への施工照会

工事事業者は、道路掘削、給水装置工事等を施工する道路に他企業（東京ガス、N T T、東京電力等）の占用物がある場合は、工事施行照会を行わなければならない。また、当該占用物に影響を及ぼすおそれのある場合は、所轄の事業所等と協議をすること。

イ ごみ収集及びバスの運行

ゴミ収集、バス運行等に支障を来たすおそれのある場合は、所轄の事業所等と協議をすること。

なお、各届け出の期限は、緊急の場合を除き道路の掘削、占用工事等を行う日の 5 日前までとする。

5・6 工事記録写真の標準

給水管を布設する場合は、施工状況、工事着手前後及び周辺の工作物が判明できる写真を撮影するものとし、撮影要領は次による。

- 1 給水管の布設延長が 10m 未満の場合は、1 組撮影する。
- 2 給水管の布設延長が 10m 以上 50m 未満の場合は、1 を含め 2 組、50m 以上の場合は、50m を 1 区間とし、その区間ごとに 1 組追加すること。
- 3 写真は、工事事業者が 3 年間保管し、管理者の請求があった場合は、提出しなければならない。
- 4 撮影は写真用黒板等を使用し、必要要件を記入すること。
- 5 写真の大きさは L 判を原則とすること。
- 6 その他管理者が指示した場所等の撮影をすること。
- 7 口径 50 mm 以上で工事完了後管理者に譲渡する場合の撮影要領は、座間市水道工事施工要領書の「写真管理基準」に準拠して作成し、提出すること。

<解説>

- 1、2 写真の撮影場所は、必要に応じて給水装置工事の完成図面に記入すること。
- 3 写真は、写真帳に給水装置工事受付番号・年月日・住所・申込者・工事事業者を記入すること。
- 4 工事記録写真用黒板（450mm×600mm）等を使用し、
給水装置工事受付番号
施工年月日
工事事業者名
工事内容、配管等を記入すること。
- 5 撮影項目
 - (1) 工事着手前状況写真
 - (2) 分岐部状況写真（T字管連絡工事・サドル付分水栓穿孔工事等）及び元止め工事状況写真
 - (3) 密着形コア挿入機設置状況写真
 - (4) 道路内配管施工状況写真
 - (5) 道路内仮復旧完了状況写真
 - (6) 耐圧テスト確認状況写真
 - (7) 敷地内配管埋設部分状況写真
 - (8) 吐水口空間（貯水槽等）が確認できる写真等
 - (9) その他、管理者が指示した場合又は必要と考えられるものを撮影しておくこと。
（工事状況、補償対策、災害等）

6 主な撮影枚数

7・1 主任技術者が行う検査の<解説> 3の書類検査を参照

工事記録写真撮影例

工事着手前



アスファルト切断状況



既設配水管状況



本管占用位置



トルク締付



サドル分水栓水圧テスト



穿孔完了状況



スリーブコア挿入状況



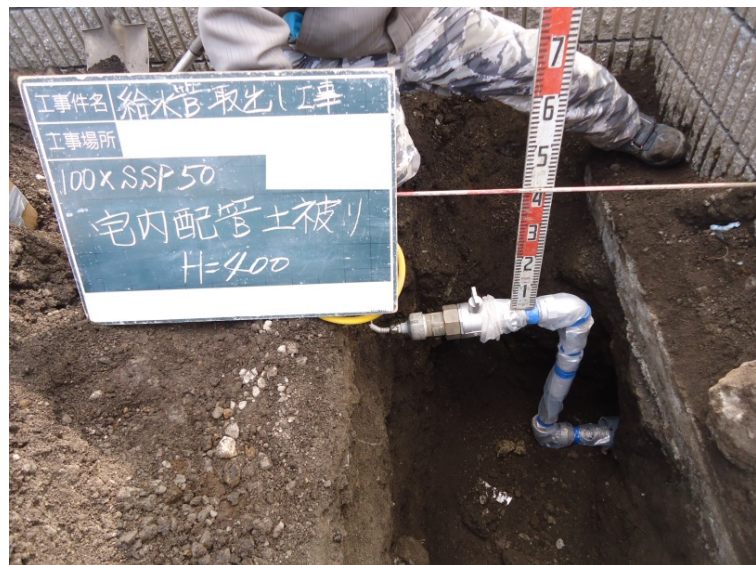
配管状況



防食フィルム巻き



宅地内配管土被り



メーター部より水圧テスト



路盤工



仮復旧工

